

誓 約 書

民間委託による就職支援セミナーの一般競争入札に参加するに当たり、以下の事実と相違がないこと及び事実と相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。
また、予決令第71条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
ロ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
ハ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
ニ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
ホ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び第2号に該当しないこと。法人にあつては、以上のほか、その役員のうち同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。）。
- 3 職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導をうけたものうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- 4 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。

支出負担行為担当官
沖縄労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印